

# 教育委員会定例会日程

令和3年（2021年）1月26日

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 会議録署名委員の決定

## 4 議事

### 日程第1

#### 議案第1号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)

### 日程第2

#### 議案第2号

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)

### 日程第3

#### 議案第3号

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について (図書館)

## 5 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その4)

(資料1 教育部・文化部)

(2) 市議会12月定例会の概要について 【資料配布のみ】 (資料2 教育部・文化部)

## 6 議事

### 日程第4

#### 議案第4号

市議会定例会提出議案（令和2年度小田原市一般会計補正予算）に同意すること  
について【非公開】 (教育部・文化部)

### 日程第5

#### 議案第5号

市議会定例会提出議案（令和3年度小田原市一般会計予算）に同意することにつ  
いて【非公開】 (教育部・文化部・青少年課)

## 7 閉 会

議案第 1 号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中

|       |            |      |      |
|-------|------------|------|------|
| 視聴覚資料 | 16ミリ映画フィルム | 4点以内 | 3日以内 |
|       | その他の資料     | 6点以内 | 7日以内 |
| 視聴覚機材 |            | 各1点  | 3日以内 |

を

|         |                |                      |       |
|---------|----------------|----------------------|-------|
| 視聴覚資料   | 16ミリ映画フィルム     | 4点以内                 | 3日以内  |
|         | CD、DVD及びビデオテープ | 6点以内<br>(うちDVDは3点まで) | 14日以内 |
| 16ミリ映写機 |                | 1点                   | 3日以内  |

に

改め、同表備考を削る。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

[改正理由]

視聴覚資料及び視聴覚機材の種類及び貸出条件を変更するため改正する。

[内 容]

貸出しすることができる視聴覚資料及び視聴覚機材の種類、期間等を次のように変更することとする。(第8条関係)

|       | 区 分            | 数 量                                 | 期 間   |
|-------|----------------|-------------------------------------|-------|
| 改 正 後 | CD、DVD及びビデオテープ | 6点以内<br>(うちDVDは<br>3点まで)            | 14日以内 |
|       | 16ミリ映写機        | 1点                                  | 3日以内  |
| 改 正 前 | その他の資料         | 6点以内<br>(うちCD及び<br>ビデオテープは<br>2点まで) | 7日以内  |
|       | 視聴覚機材          | 各1点                                 | 3日以内  |

[適 用]

令和3年4月1日

○小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）（抄）

| 改 正 後  |   |  |              | 改 正 前  |                             |             |             |
|--|---|--|--------------|--|-----------------------------|-------------|-------------|
| (貸出しの数及び期間等)                                 |   |  |              | (貸出しの数及び期間等)   |                             |             |             |
| <b>第8条</b> 同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間は、次のとおりとする。 |   |  |              | <b>第8条</b> 同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間は、次のとおりとする。                         |                             |             |             |
| 区分   |   | 数量                                     | 期間           | 区分   |                             | 数量          | 期間          |
| (略)  |   |  |              | (略)  |                             |             |             |
| 視<br>聴<br>覚<br>資<br>料                        | <u>16ミリ<br/>映画フイ<br/>ルム</u>             | <u>4点以内</u>                            | <u>3日以内</u>  | 視<br>聴<br>覚<br>資<br>料  | <u>16ミリ<br/>映画フイ<br/>ルム</u> | <u>4点以内</u> | <u>3日以内</u> |
|  | <u>C D、D<br/>V D 及び<br/>ビデオテ<br/>ープ</u> | <u>6点以内<br/>(うちDV<br/>Dは3点ま<br/>で)</u> | <u>14日以内</u> |  | <u>その他の<br/>資料</u>          | <u>6点以内</u> | <u>7日以内</u> |
|  | <u>16ミリ映写機</u>                          | <u>1点</u>                              | <u>3日以内</u>  |  | <u>視聴覚機材</u>                | <u>各1点</u>  | <u>3日以内</u> |
| 2 (略)  |   |  |              | 備考 <u>視聴覚資料のうちビデオテープ及びC<br/>Dの数量については、それぞれ2点以内<br/>とする。</u><br>2 (略) |                             |             |             |

議案第 2 号

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

## 小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原文学館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「12月28日から翌年の1月3日までの日」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

第4条中「午前9時から午後5時まで」を「次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加え、「伸縮する」を「変更する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 3月1日から10月31日まで 午前10時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる期間以外の期間 午前10時から午後4時30分まで

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則

## 〔改正理由〕

小田原文学館の休館日及び開館時間を変更するため改正する。

## 〔内 容〕

## 1 休館日の変更（第3条関係）

月曜日を文学館の休館日に追加することとする。

## 2 開館時間の変更（第4条関係）

文学館の開館時間を次のように変更することとする。

| 区 分    | 改 正 後         | 改 正 前     |
|--------|---------------|-----------|
| 3月～10月 | 午前10時～午後5時    | 午前9時～午後5時 |
| 11月～2月 | 午前10時～午後4時30分 |           |

## 〔適 用〕

令和3年4月1日



○小田原文学館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第11号）（抄）

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(休館日)</p> <p><b>第3条</b> 文学館の休館日は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p><b>第4条</b> 文学館の開館時間は、<u>次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>3月1日から10月31日まで 午前10時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる期間以外の期間 午前10時から午後4時30分まで</u></p> | <p>(休館日)</p> <p><b>第3条</b> 文学館の休館日は、<u>12月28日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p><b>第4条</b> 文学館の開館時間は、<u>午前9時から午後5時までとする。</u>ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>開館時間を伸縮することができる。</u></p> |

議案第 3 号

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則について、議決を求める。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則（昭和46年小田原市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市視聴覚ライブラリーに関する規則を廃止する規則

[廃止理由]

小田原市視聴覚ライブラリーを廃止するため廃止する。

[廃止年月日]

令和 3 年 4 月 1 日

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その4）

（令和3年1月26日時点）

## 1 令和3年1月8日時点の状況

- (1) 1月7日に、神奈川県を含む1都3県を対象として緊急事態宣言が発出され、本市においては環境衛生、健康管理等に配慮しながら**教育活動を継続**することとした。
- (2) 教育活動を継続する上での取扱い
- ・生活面 学校宛てに更なる環境衛生、健康管理等の徹底を依頼
  - ・給食 更なる感染予防対策を徹底した上で、継続して実施
- (3) その他の措置
- ・放課後児童クラブ 開所を継続
  - ・学校施設開放 市有施設は原則として休館とするよう努めるとの方針が出されたため、1月8日（金）から緊急事態宣言の解除まで一時中止

## 2 施設（令和3年1月26日現在）

| 施設名称   | 対応状況                                     |
|--|--|
| 小田原文学館、白秋童謡館   | 1月9日（土）～2月7日（日）休館                        |
| 郷土文化館  | 1月8日（金）～2月7日（日）休館                        |
| 松永記念館  | 庭園・駐車場整備工事のため3月末まで休館                     |
| 尊徳記念館  | 1月8日（金）～2月7日（日）休館                        |
| 清閑亭  | 1月9日（土）～2月7日（日）休館                        |
| 旧松本剛吉別邸、皆春荘  | 施設整備のため休館                                |
| 小田原駅東口図書館  | 閲覧席の撤去、テラス閉鎖、1月12日（火）から平日の開館時間を19時までに変更  |
| 中央図書館（かもめ）   | 令和3年3月下旬（予定）まで、工事のため休館 ※休館中も予約本の貸出を行います。 |
| マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、けやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室 | 閲覧席は利用不可                                 |
| 生涯学習センターけやき  | 1月8日（金）～2月7日（日）休館                        |
| 生涯学習センター国府津学習館   | 1月8日（金）～2月7日（日）休館                        |

## 3 イベント

| イベント名                   | 日程       | 対応 | 担当    |
|-------------------------|----------|----|-------|
| 【内野邸】特別見学会              | 1月16日（土） | 中止 | 生涯学習課 |
| 内野邸で聴く！ポップス尺八           | 1月30日（土） | 中止 | 生涯学習課 |
| 博物館講演会 先進事例から学ぶ学芸ボランティア | 2月7日（日）  | 中止 | 郷土文化館 |
| 文化財防火デー（小田原文学館の放水訓練）    | 1月26日（火） | 中止 | 文化財課  |

## 令和 2 年 1 2 月 定 例 会 日 程

|         |             |     |  |
|---------|-------------|-----|--|
| 第 1 日目  | 1 1 月 2 7 日 | 金   | ・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明  |
| 第 2 日目  | 1 1 月 2 8 日 | (土) | (休 会)  |
| 第 3 日目  | 1 1 月 2 9 日 | (日) | (休 会)  |
| 第 4 日目  | 1 1 月 3 0 日 | 月   | (議案関連質疑通告 締切 正午)<br>(一般質問通告 締切 午後 3 時)                           |
| 第 5 日目  | 1 2 月 1 日   | 火   | (休 会)  |
| 第 6 日目  | 1 2 月 2 日   | 水   | ・質疑、各常任委員会付託、陳情等付託   |
| 第 7 日目  | 1 2 月 3 日   | 木   | (休 会) 総務常任委員会  |
| 第 8 日目  | 1 2 月 4 日   | 金   | (休 会) 厚生文教常任委員会  |
| 第 9 日目  | 1 2 月 5 日   | (土) | (休 会)  |
| 第 10 日目 | 1 2 月 6 日   | (日) | (休 会)  |
| 第 11 日目 | 1 2 月 7 日   | 月   | (休 会) 建設経済常任委員会  |
| 第 12 日目 | 1 2 月 8 日   | 火   | ・追加議案上程、提案説明、質疑、常任委員会付託  |
| 第 13 日目 | 1 2 月 9 日   | 水   | (休 会)  |
| 第 14 日目 | 1 2 月 1 0 日 | 木   | (休 会) (委員長報告書検討日)  |
| 第 15 日目 | 1 2 月 1 1 日 | 金   | ・各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決<br>・陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決<br>・一般質問           |
| 第 16 日目 | 1 2 月 1 2 日 | (土) | (休 会)  |
| 第 17 日目 | 1 2 月 1 3 日 | (日) | (休 会)  |
| 第 18 日目 | 1 2 月 1 4 日 | 月   | ・一般質問<br>・建設経済常任委員会  |
| 第 19 日目 | 1 2 月 1 5 日 | 火   | ・一般質問  |
| 第 20 日目 | 1 2 月 1 6 日 | 水   | ・一般質問  |
| 第 21 日目 | 1 2 月 1 7 日 | 木   | ・常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決<br>・追加議案上程・提案説明・質疑・討論・採決<br>・陳情付託<br>・一般質問 |

\* 告示 1 1 月 2 0 日 (金)

# 厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和2年12月4日実施

## 1 議題

### （1）議案

- ・ 議案第109号 令和2年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）  
→ 【結果】 常任委員会「可決すべきもの」 — 本会議「原案可決」

### （2）陳情

- ・ 陳情第47号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情  
→ 【結果】 常任委員会「不採択とすべきもの」 — 本会議「不採択」
- ・ 陳情第48号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情  
→ 【結果】 常任委員会「不採択とすべきもの」 — 本会議「不採択」

## 2 所管事務調査

### （1）報告事項

- ・ 史跡小田原城跡保存活用計画について

令和2年11月20日

陳情第47号

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情



## 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

### 【陳情趣旨】

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」の拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減し、高校進学に当たり「私立高校」を選択肢にできる中学生が増加しました。私立高校の無償化へ大きく近付いたことは大いに評価される成果です。

しかし、まだ十分とはいえません。文部科学省の調査による私立高校の学費は、全国平均で授業料40万5000円、施設整備費等16万8000円の合計57万3000円です。年収590万円以上世帯の生徒は、就学支援金11万8800円を差し引いても45万4200円の負担があります。多子家庭においてはさらに大きな負担です。国の制度拡充に伴い、独自の授業料減免補助制度を改善した自治体が増加した一方で、そうでない自治体も残っています。また、初年度には全国平均16万3000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私立高校の学費の自治体間格差を解消するためにも、授業料無償化世帯の拡大、支給対象拡大が求められるところです。

さらに現在の新型コロナウイルス感染症拡大は、経済活動に大打撃を与え、私立学校に通う世帯でも家計急変が起きています。経済的な理由による退学が起きないように、緊急の補助制度も必要となります。

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。「新しい生活様式」が求められる今後に向け、生徒・教職員の安全・衛生対応、遠隔授業実施に関わる公私差別のない条件整備が求められます。こうした私学の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために「私立学校振興助成法」に則り、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要です。

また5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018年度から必要以上に個人情報等を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。どの年齢においても、私学での学びが経済的な理由により阻害されることのないように、教育予算の増額が強く求められます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

### 【陳情項目】

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

令和2年11月20日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館4階

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利 ㊞

令和2年11月20日

陳情第48号

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

## 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

### 【陳情趣旨】

神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

国の就学支援金制度が今年度から改善され、年収590万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では、県独自の学費補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。

しかし、これらの制度では、補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、今年度国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中35位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

### 【陳情項目】

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和3年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

令和2年11月20日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館4階

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利 ㊞

質問順1 4番 小谷英次郎

- 4 子ども達を守る、子ども達が輝く教育について
- (1) LGBTQ+について
  - (2) 3月2日からの一斉臨時休業に対する教育長の評価について

質問順3 7番 宮原元紀

- 3 幼児教育と保育の今後について
- (1) 幼稚園について

質問順4 3番 清水隆男

- 3 「コロナ禍」における教育活動に対する支援について
- (1) 小中学校のICT環境の整備状況と今後の活用の方向性について
  - (2) 教育現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取組への支援について

質問順8 16番 楊 隆子

- 1 (1) 教育長が目指す教育について
- 2 (1) ICTを活用した教育について

質問順9 9番 角田真美

- 1 守屋市長が今後示される2030ロードマップ、新総合計画において、どのような位置付けを現時点で想定されているのか伺う
- (3) 小田原市博物館基本構想について
- 3 市民が親しめる図書館の今後の在り方について
- (1) 旧市立図書館（星崎記念館）の今後について
- (2) ブックスタートについて

質問順10 8番 池田彩乃

- 1 「コロナ禍」における市民の心の健康について
- (1) 教育現場における児童生徒、教職員の精神的なケアについて
- 2 家庭教育支援条例について
- (1) 家庭支援の取組について
- (2) 家庭教育支援条例の必要性について
- 3 (1) 小田原市学校給食センター跡地の利活用について

質問順11 27番 加藤仁司

- 2 選択的夫婦別姓制度について
- (2) 本市への影響について

質問順13 2番 鈴木敦子

- 2 小田原市における文化芸術政策について
  - (2) 小田原市としての美術関連施設の必要性について
  - (3) 小田原市博物館基本構想について
  - (4) 小田原市の文化歴史遺産等の活用について

質問順16 24番 横田英司

- 2 今、新型コロナウイルス感染症対策として何をすべきかについて
  - (2) 少人数学級の必要性について
    - ア 40人の学級は緊急に解消する必要があることについて
    - イ 転校などで人数が減っても、クラスを統合すべきではないことについて

質問順18 25番 岩田泰明

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - (2) 新型コロナウイルス感染症感染対策の現況と展望について
- 3 足柄上郡桜井村と小田原市の合併70周年と桜井地域の振興について
  - (2) 合併70周年記念の取組について

質問順19 11番 鈴木美伸

- 2 地域経済の活性化について
  - (1) ミナカ小田原のグランドオープンによる地域経済への波及効果等について

※一般質問（教育部）

| 議員        | 項目                       | 答弁  | 質問要旨  | 答弁概要   |
|-----------|--------------------------|-----|---|--|
| 小谷 英次郎 議員 | ついでに子ども達を守る、子ども達が輝く教育に   | 教育長 | LGBTQ+に関する他自治体の議員の発言について、教育長の見解を伺う。                   | 個別の議員の発言についての見解は、差し控させていただきます。   |
|           |                          | 教育長 | 今後、仮に首相が臨時休業を要請した場合、どのような判断をするのか伺う。                   | 3月2日からの臨時休業は、内閣総理大臣から全国一斉に要請されたことを受け、文部科学省及び神奈川県教育委員会から要請があり、「子どもの命を守ることが最優先」と判断し実施した。<br>今後、仮に臨時休業の要請があった場合は、即座に休業とせず、文部科学省から示された衛生管理マニュアルを参考に、小田原保健福祉事務所や小田原市学校保健会と協議し、地域の新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を踏まえて判断することになる。<br>いずれにしても、関係者への周知等、準備に時間を要することから、速やかに対応していく。   |
| 宮原 元紀 議員  | に幼児教育と保育の今後              | 教育長 | 今後の公立幼稚園の統廃合の検討について伺う。                                | 平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」では、幼稚園の園児数の減少が著しいことから、統合・廃止を具体的に進めていく必要がある、としている。<br>具体的に橘地域の前幼稚園では、昨年、園舎の安全確認を求める陳情が採択されたことに加えて、園児数が各学年10人に満たないことから、幼稚園のあり方について地域と話し合いを開始した。<br>また、同じ橘地域の下中幼稚園においても園児数が減少していることから、両園を統合した認定こども園の整備について前羽、橘北の両地域で話し合いを進めている。 |
| 清水 隆男 議員  | 「コロナ禍」における教育活動に対する支援について | 教育長 | 小中学校におけるICT環境の整備の進捗状況について伺う。                          | 令和3年4月の運用開始に向けて、高速大容量の校内通信ネットワーク整備は2月に完了し、リース分を含めた学習用端末10,520台は、3月末までに納入される予定となっている。<br>なお、本年6月定例会で臨時休業等への備えとして早期整備を認めていただいた、個別学習ソフト、モバイルルーター3,003台及び学習用端末3,539台については、すでに各学校に配布が完了している。  |
|           |                          | 教育長 | 今回導入した学習用端末の活用に係る児童生徒や教職員の反応を伺う。                      | 各学校では、早期整備した学習用端末を、一部授業等で活用し始めたところである。<br>学校からは、活用開始間もないこともあり、教職員及び児童生徒が使い方に慣れるためには一定の時間が必要だと聞いている。<br>一方、児童生徒が興味深く学習用端末に触れていたなど、児童生徒の学びに有効であるという意見もあった。   |
|           |                          | 教育長 | 令和3年4月のスタートに向けた現時点での準備状況について伺う。                       | 教育委員会では、学習用端末や学習ネットワークの概要について各学校に周知するため、9月から11月にかけて、管理職やITリーダー等を対象とした、外部講師による導入前研修を計3回実施した。<br>また、要望のあった学校を対象に、随時指導主事によるサポート訪問を実施している。<br>さらに、3月には全ての小中学校において、全教職員を対象とした導入時研修を実施する予定である。   |
|           |                          | 教育長 | 教育現場で現在行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、どのような取組を行っているのか伺う。 | 教育現場では、文部科学省が令和2年5月22日に発出以降、定期的に改訂している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき継続的に対策を行っている。<br>具体的には、手洗いやマスク着用など咳エチケットの徹底、消毒の効果を取り入れた清掃により清潔な空間を保つなど、基本的な感染症対策を日常的に行っている。<br>また、これらの感染症対策に必要な衛生用品等は、既に各学校等へ配当した予算により、それぞれの実情に応じ校長・園長の判断で購入している。                   |

| 議員            | 項目                                   | 答弁      | 質問要旨   | 答弁概要   |
|---------------|--------------------------------------|---------|--|--|
| 楊<br>隆子<br>議員 | て教育<br>長が<br>目指<br>す教<br>育に<br>つい    | 教育<br>長 | 10月に就任された<br>柳下教育長が目指<br>す教育についての<br>思いや決意を伺<br>う。   | 私は、栢沼前教育長が掲げていた「命・地域・信頼」を継承し、特にこのコ<br>ロナ禍においては、命を最優先に、子供たちの健康や安全を守っていきたく<br>と考えている。<br>そして、地域、信頼を大切にしながら、子供たちの社会力を育むことに力<br>を注いでまいりたい。<br>社会力とは、子供たち一人一人が自分を輝かせて充実した生活を送ること<br>で、より良い地域社会を創る力であり、子供たちが人との関わりの中で、自己<br>肯定感を持って互いに認め合い、切磋琢磨しながら高め合えるような環境を<br>整えていきたい。<br>子供たち、学校、本市の未来のために議員の皆様にもお力添えをお願いし<br>たい。 |
|               | I C Tを<br>活用<br>した<br>教育<br>につ<br>いて | 教育<br>長 | I C Tを活用した<br>教育を進めていく<br>上で、本市が考<br>える課題について<br>伺う。   | I C Tを活用した教育を進めていく上で、児童生徒に対して指導する教員が<br>I C T機器に慣れ、様々な操作方法を理解し、実際に学習の中で活用して<br>いくことが大切である。<br>課題としては、I C Tを熟知した一部の教員だけでなく、学校全体として<br>そのスキルを高め、指導力を向上させることが挙げられる。   |
|               |                                      | 教育<br>長 | 視覚や聴覚、身体<br>等に障がいのある<br>児童生徒が学習用<br>端末を円滑に使用<br>できるための入出<br>力支援装置を整備<br>する考えについて<br>伺う。  | 現在、市内小中学校の障がいのある児童生徒の状況では、入出力支援装置で<br>はなく、整備中の学習用端末で利用できる音声読み上げソフトなどを用いるこ<br>とで対応が可能であると考えている。<br>16番楊議員御指摘の入出力支援装置は、パソコン上の文字を点字で読み取る<br>ことや、視線の動きにより文字を入力することが必要な児童生徒にとって、有<br>効な装置であると認識している。<br>今後、児童生徒が学習用端末を活用していく中で、入出力支援装置の使用が<br>必要になった際には、その整備に努めてまいりたい。  |
|               |                                      | 教育<br>長 | 登校できない児童<br>生徒、特別な配慮<br>が必要な児童生徒<br>にとって、オンラ<br>インで教員やス<br>クールカウンセ<br>ラーなどと会話が<br>できれば、支援に<br>つながると考える<br>が、どのように受<br>け止めているか伺<br>う。 | 様々な事情で学校に登校できない児童生徒や、特別な配慮を要する児童生徒<br>にとって、教職員とのコミュニケーションなどにI C Tを利用することは、有<br>効な支援の一つになると考えている。<br>今後、各学校が行っている教育相談や校内支援室等でのI C Tを利用した取<br>組を情報共有するなどして、その活用を図ってまいりたい。  |
|               |                                      | 教育<br>長 | I C Tの活用によ<br>り、子供たちの学<br>習はどのように変<br>わるのか伺う。  | I C Tを活用した授業では、多様な子供たち一人一人の力を最大限に引き出<br>し、より子供主体の学習となることを目指していく。<br>具体的には、調べ学習やドリル学習などの場面で、学習ソフトやデジタル教<br>材を活用することにより、児童生徒一人一人の理解や関心の程度に応じた学習<br>が可能となる。<br>また、意見交換や発表の場面に学習用端末を活用したり、動画等で自分の表<br>現や考えを記録し、共有することにより、新たな表現や考えに気づき、学びを<br>深めながら、互いに高め合う学習の充実が図られると考えている。  |
|               |                                      | 教育<br>長 | 本市のI C T教育<br>が目指すものは何<br>か伺う。   | I C Tの活用は、それ自体が目的ではなく、学習の手段の一つとして、積極<br>的に取り入れていきたいと考えている。<br>I C Tの活用とこれまでの学校教育の実践をかけ算し、子供たちの学び続け<br>ようとする意欲や豊かな創造性、様々な人と協働しながら課題を解決する力な<br>どを育むことを目指していく。<br>I C Tを活用した教育を進めていく今後においても、子供たちが人と関わる<br>中で互いに良さを認め合い、高め合うことは、これまでと変わらず大切に<br>してまいりたい。   |



| 議員             | 項目  | 答弁  | 質問要旨   | 答弁概要   |
|----------------|---|-----|--|--|
| 池田<br>彩乃<br>議員 | 的<br>教<br>育<br>現<br>場<br>に<br>お<br>い<br>け<br>る<br>児<br>童<br>生<br>徒<br>、<br>教<br>職<br>員<br>の<br>精<br>神 | 教育長 | 児童生徒の精神的ケアについて、教育委員会としてどのように取り組んでいるか伺う。                    | コロナ禍における児童生徒の精神的ケアについては、教職員が様子をよく見守り、小さな異変も見逃さず、不安やストレスを抱え込むことのないように支援することが大切であると考えている。<br>教育委員会では、児童生徒に対して、不安などへの対処方法についてのお知らせを配布するとともに、心理相談員等が学校を訪問するなど、相談に応じる体制を整えている。<br>また、学校に対しては、児童生徒の心身の状況を把握するためのチェック票を配付し、気になる児童生徒への適切な支援を依頼するとともに、支援のあり方について助言している。 |
|                |   | 教育長 | 教職員の精神的ケアについて、教育委員会としてどのように取り組んでいるか伺う。                     | 教職員に対しては、日頃からストレスチェックや管理職の観察により、個々の職員の状況を把握し、必要に応じて産業医の面接につなげるなどしている。<br>コロナ禍においては、教育課程の再編成や消毒等の感染防止対策により教職員の業務量が増大していることから、教育委員会ではスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、その軽減に努めている。<br>いずれにしても、学校現場の状況をよく把握し、児童生徒、教職員の支援を適切に行ってまいりたい。                                       |
|                | 家庭教育支援条例の必要性について  | 教育長 | 第2回総合教育会議は「家庭教育支援」をテーマに開催されたが、アドバイザーとして招いた講師の講義内容について伺う。   | 11月に開催した総合教育会議では、東京未来大学 小林祐一(ゆういち)准教授を講師としてお招きして、「家庭教育支援」をテーマに御講義いただいたところである。<br>講義内容としては、「家庭教育支援への行政の役割」「家庭教育支援条例の意義や有効性」「保護者へのアプローチ」などについて、講師自身が実践してきた取組、先進自治体の事例や課題等について解説していただいた。  |
|                |   | 教育長 | 第2回総合教育会議において、どのような意見交換が行われたのか伺う。                          | 講義の後に行われた、教育委員会委員の皆さんとの意見交換では、「条例制定の目的や家庭教育支援の必要性を明確にすることが重要である」、「支援の実態や市民のニーズなどの現状把握が必要である」、「関連する事業が幅広いので、分野別に整理してまとめる必要がある」などの発言があった。<br>また、講師の小林先生にも意見交換に参加していただき、「おだわらっ子の約束に書かれたような『決まりを守ること』は、コロナ禍でこそ、もう一度見直して、新たな価値を付けられるのではないか」といった助言をいただいた。            |
|                | 活用<br>小<br>田<br>原<br>市<br>跡<br>地<br>の<br>給<br>食   | 教育長 | 小田原市学校給食センター跡地の利活用について伺う。                                  | 公共施設の跡地等については、他の用途を含め、公共目的での利活用が見込まれない場合、売却等により総量縮減を図ることが、公共施設再編基本計画で定めた取組の方針や行財政改革の趣旨に合致するものと考えている。<br>学校給食センターの建替えについては、令和6年9月の稼働を予定しており、その後の跡地の利活用について現時点でお示しすることはできないが、今後、幅広く検討してまいりたい。  |
| 加藤<br>仁司<br>議員 | 度<br>選<br>択<br>的<br>夫<br>婦<br>別<br>姓<br>制   | 教育長 | 法改正が行われた場合、教育現場における影響はどのようなことが想像されるか伺う。                    | 現在でも、夫婦別姓制度とは関係なく保護者と児童生徒の姓が違う場合があるが、教育上の支障はないと捉えている。<br>したがって、法改正により保護者が夫婦別姓となった場合でも、教育現場における児童生徒の教育に関する影響はないと考えている。  |
| 横田<br>英司<br>議員 | と<br>今<br>し<br>て<br>新<br>型<br>コ<br>ロ<br>ナ<br>ウ<br>イ<br>ル<br>ス<br>感<br>染<br>症<br>対<br>策                | 教育長 | 新型コロナウイルス感染症対策として、40人の学級は緊急に解消する必要があると考えるが、見解を伺う。          | 1クラスの人数を少なくすることは、新型コロナウイルス感染症対策として有効であると考えている。<br>現在の制度において、県から少人数指導のために追加配置される教員を学級担任として、少人数学級を編成している学校もある。<br>しかしながら、県の加配教員の人数に限りがあるため、40人の学級を一律に解消することは難しいと考えている。   |
|                |   | 教育長 | 新型コロナウイルス感染症対策として、転校などで人数が減っても翌年度クラスを統合すべきではないと考えるが、見解を伺う。 | 学級数及び教職員の定数は、国の基準により児童生徒数から決定される。<br>そのため、転校などにより児童生徒数が減少し、学級数が減った場合、1学級当たりの人数が40人近くになることもある。<br>教育委員会としても、少人数学級は様々な面で有効であると考えており、そのための教員の増員について、引き続き国や県に要望してまいりたい。  |

**\*一般質問（文化部）**

| 議員             | 項目                    | 答弁 | 質問要旨  | 答弁概要  |
|----------------|-----------------------|----|---|---|
| 角田<br>真美<br>議員 | 小田原市博物館基本構想について       | 市長 | 収蔵施設について、民間の施設の活用を検討してはどうか。                                 | 資料を収蔵する収蔵スペースは不足しており、その確保に苦慮しているところである。<br>将来的には博物館基本構想に示された理念をふまえ、新しい博物館を中心とした収蔵体制を整えたいが、当面の対応として、立地や経費などを踏まえ、民間施設の活用についても検討してまいりたい。   |
|                |                       | 市長 | 博物館基本構想を全庁的に再検討してはどうか。                                      | 博物館基本構想を再検討する予定はないが、基本構想の中でも資料のデジタル化については触れており、郷土文化館において資料のデジタル化等に取り組んでいるところである。<br>博物館構想については今後の検討課題であると考えている。   |
|                | 念旧館（市立図書館）今書後館（星い崎て記） | 市長 | 市民に長年親しまれてきた旧市立図書館（星崎記念館）の建物や使用物品等について、今後の計画と、活用の可能性について伺う。 | 旧市立図書館では、今後残された図書資料等の整理を行い、完了後、時期は未定だが、建物の解体撤去をする予定である。<br>建物は老朽化により耐震性が劣り、また、当該敷地は国指定史跡内にあつて史跡として整備・活用していきたいと考えているため、現在の建物を保存・活用していくことは考えていないが、市民の方々に親しまれてきた施設であるので、行事開催の可否に関わらず、皆様のご意見も踏まえながら、旧市立図書館の思い出と記念になるような方策を考えてまいりたい。 |
|                | ブックスタートについて           | 市長 | ブックスタートの導入について伺う。   | ブックスタートは、赤ちゃんに無償で絵本を配布することで、小さな頃から本に親しむきっかけとなる事業と認識しており、本を読む習慣が定着することで、読解力や知識が向上したり、家庭の中で保護者が読み聞かせを行うことで、家族の絆が深まったりするなど、将来にわたる子どもの学力や感性を豊かにする効果もあると考えている。令和4年に子ども読書活動推進計画の見直しを予定していることから、ブックスタートについても研究してまいりたい。                 |
| 池田<br>彩乃<br>議員 | 家庭教育支援条例について          | 市長 | 現在の家庭支援の取組は。  | 家庭支援の取組としては、家庭教育の向上を目的とした家庭教育講演会や家庭教育学級の開催のほか、家庭学習の推進を目的とした「おだわらっ子ドリル」の作成や子どもの読書活動の推進、「おだわらっ子の約束」の普及・実践に取り組んでいる。<br>その他、乳幼児や妊婦を対象とした相談事業や子育て支援事業など、文化部、福祉健康部、子ども青少年部、教育部といった庁内の多くの部局で、幅広く家庭支援の取組を実施している。                        |
|                |                       | 市長 | 家庭教育支援条例を制定する必要があるのではないか。市長の考えを伺う。                          | 本市では、教育の目標や政策の根本的な方針などを定めた「小田原市教育大綱」、さらに、その教育大綱を理念として「小田原市学校教育振興基本計画」を策定し、家庭教育の支援を重要な方針の1つとして位置付け、様々な支援に係る事業を実施している。<br>家庭教育への支援は多岐に渡る重要な施策と認識しており、総合教育会議の議題として議論するなど、条例化も含め、効果的な支援のあり方について、今後も様々な部署同士の連携を図りながら研究を続けてまいりたい。     |

| 議員             | 項目  | 答弁 | 質問要旨  | 答弁概要   |
|----------------|---|----|---|--|
| 鈴木<br>敦子<br>議員 | に術小<br>つ関田<br>い連原<br>て施市<br>設との<br>しして<br>必ての<br>要の性<br>美                           | 市長 | 美術作品の収蔵施設の必要性について伺う。                                  | 郷土文化館では、松永記念館と尊徳記念館において小田原ゆかりの美術作家の作品等、美術資料を収蔵しているが、すでに収蔵スペースに余裕がない状況である。<br>今後も新たな美術資料の受け入れが想定されることから、貴重な美術作品等を散逸させないためにも、収蔵施設の増設が必要だと考えている。  |
|                | 構小<br>想田<br>原つ<br>市博<br>い博<br>て物<br>館基<br>本   | 市長 | 市長の博物館構想に対する考えについて伺う。                                 | 博物館の整備は、用地の選定や財源の確保など、様々な課題があるが、本市の優れた歴史的な文化遺産を着実に次の世代に伝え有効活用するためにも、極めて重要な事業であると考えている。<br>博物館基本構想では、新しい博物館は、地域の歴史・文化を示す資料を積極的に収集し、将来にわたって活用できるようにするため、適正な保存環境を整えることとしている。<br>美術資料の収蔵については、今後様々な観点から検討してまいりたい。  |
|                | 産小<br>等田<br>の原<br>活市<br>用の<br>に文<br>つ化<br>い歴<br>て史<br>遺                             | 市長 | 文化歴史遺産の活用についての市長の見解を伺う。                               | 本市には、小田原城跡を始めとする北条氏関連史跡や、二宮尊徳翁の事蹟のほか、源頼朝の石橋山古戦場や、曾我兄弟ゆかりの地、山縣有朋などの政財界人の別邸や、文学者たちの関わりなど、歴史的な文化遺産が数多く存在していると認識している。<br>こうした歴史的な文化遺産は、「世界が憧れるまち“小田原”」を目指す上でも、重要な要素であると捉えており、引き続き、保存や整備を進めるとともに、多くの方々に知ってもらうために、様々な場面での周知や、その価値の磨き上げ、さらにはそれらの活用を積極的に推進してまいりたい。     |
| 岩田<br>泰明<br>議員 | 況感新<br>と染型<br>症コ<br>望感ロ<br>に染ナ<br>つ対ウ<br>い策イ<br>てのル<br>現ス                           | 市長 | コロナ禍における、情報機器等を活用した社会教育活動のあり方について伺う。                  | 生涯学習センターでは、利用者の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人数制限を設けるなど、三つの密を避ける感染防止対策を前提に施設開放してきた。コロナ禍において、不要不急の事業は一定程度休止することはやむを得ないが、当該施設は、利用者の交流や社会教育の拠点であることを踏まえ、来館しなくとも、従来行ってきた学習・社会教育活動を行えるよう、今後施設利用者がICT機器を活用することを想定し、必要な設備の導入を検討しているところであり、これは、本市が目指しているデジタル化推進の目的とも合致する。 |
|                | つ併足<br>い7柄<br>て0上<br>周郡<br>年櫻<br>と井<br>桜村<br>井と<br>地小<br>域田<br>の原<br>振市<br>興の<br>に合 | 市長 | 合併周年事業として、図書館等に保存している櫻井村の行政資料を電子化して公開することを実施してみてもどうか。 | 図書館では、市史編さんに必要かつ可能な範囲で収集したものではあるが、各種の資料を保管しており、その中には、本市と合併した町村の行政資料等も含まれているが、電子化による公開をするには、改めて資料を分類・整理する必要があり、それには相当の時間と経費を要することが想定されることから、今のところ考えていない。  |
| 鈴木<br>美伸<br>議員 | つ経ドミ<br>い済オナ<br>てへーカ<br>のプ小<br>波ン田<br>及に原<br>効よの<br>果るグ<br>等グラ<br>に域ン               | 市長 | 小田原駅東口図書館及びおだび子育て支援センターの賃貸借契約を締結した時期及び年間の賃借料について伺う。   | 令和2年9月1日に万葉倶楽部株式会社と定期建物賃貸借契約書を締結し、賃借料は1年間で96,848,400円である。  |
|                |   | 市長 | 図書館が所蔵する合併前の町村で発行した町誌、村誌等を電子化して公開できないか。               | 図書館では、劣化や破損が懸念される貴重資料について、デジタル化を進めているところであるが、これらの地域の歴史を伝える行政刊行物についても、原資料の保存のために貴重資料デジタル化事業の対象に含めていくことは必要と考えており、デジタル化を推進していくことで、本市の文化的な資産の活用の道も拡大し、市民の郷土への思いを深め、まちの魅力を増進することにつながると期待している。   |

議案第 4 号

市議会定例会提出議案（令和 2 年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて

市議会定例会提出議案（令和 2 年度小田原市一般会計補正予算）について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐

令和2年度小田原市一般会計補正予算 概要

(歳入)

(単位：千円)

| 科 目          | 要 求 額  | 主 な 内 容           |
|--------------|--------|-------------------|
| (項) 国庫補助金    |        |                   |
| (目) 教育費補助金   |        |                   |
| (節) 教育総務費補助金 | 21,000 | 学校保健特別対策事業費補助金    |
| (節) 教育総務費補助金 | 1,500  | 教育支援体制整備事業費交付金    |
| (項) 寄附金      |        |                   |
| (目) 教育費寄附金   |        |                   |
| (節) 小学校費寄附金  | 5,000  | 学校管理費寄附金 (大窪小学校用) |
| 合 計          | 27,500 |                   |

(歳出)

(単位：千円)

| 科 目                           | 要 求 額  | 主 な 内 容   | 財 源 内 訳 |     |     |        |
|-------------------------------|--------|---|---------|-----|-----|--------|
|                               |        |   | 国県支出金   | 地方債 | その他 | 一般財源   |
| (項) 教育総務費<br>(目) 事務局費<br>一般経費 | 45,000 | 新型コロナウイルス感染症対策事業<br>・ 衛生用品等 (小中学校分)<br>・ 衛生用品等 (幼稚園分) | 22,500  |     |     | 22,500 |
| 合 計                           | 45,000 |   | 22,500  |     |     | 22,500 |

(繰越明許費補正)

(単位：千円)

| 事業名              | 繰越額     | 財源内訳   |        |     |        |
|------------------|---------|--------|--------|-----|--------|
|                  |         | 国県支出金  | 地方債    | その他 | 一般財源   |
| 新型コロナウイルス感染症対策事業 | 42,000  | 21,000 |        |     | 21,000 |
| 松永記念館整備活用事業      | 101,391 | 43,263 | 50,800 |     | 7,328  |

# 小中学校における衛生用品等整備

(新型コロナウイルス感染症対策事業)

## 1 目的

市立小中学校において、冬季の感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等を購入するとともに、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員の自己研鑽等に必要な図書等を購入する。

## 2 事業概要

国の3次補正で示された、学校保健特別対策事業費補助金を財源として、令和2年度中に、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費を各校に配当する。

## 3 予算額

42,000 千円 (需用費 21,000 千円、備品購入費 21,000 千円)

(内訳)

小規模校 (児童生徒数 1-300 人) … 800 千円×15 校=12,000 千円

中規模校 (児童生徒数 301-500 人) …1,200 千円×9 校=10,800 千円

大規模校 (児童生徒数 501 人以上) …1,600 千円×12 校=19,200 千円

財源 学校保健特別対策事業費補助金 (国 1 / 2)

## 4 その他

繰越明許費補正

# 幼稚園における衛生用品等整備

(新型コロナウイルス感染症対策事業)

## 1 目的

市立幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ「新たな日常」においても幼児を健やかに育むことの出来る環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消毒液やペーパータオル等の衛生用品等を購入する。

## 2 事業概要

国の3次補正で示された、教育支援体制整備事業費交付金を財源として、令和2年度中に、新型コロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品等を各園に整備する。

## 3 予算額

需用費 3,000 千円 (500 千円×6園)

財源 教育支援体制整備事業費交付金 (国1/2)

議案第 5 号

市議会定例会提出議案（令和 3 年度小田原市一般会計予算）に同意することについて

市議会定例会提出議案（令和 3 年度小田原市一般会計予算）について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 柳下 正祐



令和 3 年度  
当初予算概要  
(教育費)

## 予算の規模

|                   | 令和3年度（千円）          | 対前年度比（千円）        | 対前年度伸率（%）   |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------|
| <b>一般会計</b>       | <b>69,400,000</b>  | <b>1,500,000</b> | <b>2.21</b> |
| 特別会計（10 会計）       | 60,655,772         | 1,679,000        | 2.85        |
| 企業会計（3 会計）        | 32,536,215         | △393,693         | △1.20       |
| <b>全会計（14 会計）</b> | <b>162,591,987</b> | <b>2,785,307</b> | <b>1.74</b> |

# 令和3年度 教育費予算総括表

(単位:千円)

|     | 費目         | 当初予算額          |             | 増減        |              | 3年度予算額(課別・事業費) |      |     |     |      |     |
|-----|------------|----------------|-------------|-----------|--------------|----------------|------|-----|-----|------|-----|
|     |            | 3年度(案)<br>(千円) | 2年度<br>(千円) | 額<br>(千円) | 対前年度比<br>(%) | 教育部            | 生涯学習 | 青少年 | 文化財 | スポーツ | 図書館 |
| 教育部 | 教育総務費      | 2,034,632      | 925,944     | 1,108,688 | 119.7%       | 2,034,632      |      |     |     |      |     |
|     | 教育委員会費     | 6,938          | 6,942       | △ 4       | △ 0.1%       | 6,938          |      |     |     |      |     |
|     | 事務局費       | 1,774,704      | 683,989     | 1,090,715 | 159.5%       | 1,774,704      |      |     |     |      |     |
|     | 学校給食共同調理場費 | 252,990        | 235,013     | 17,977    | 7.6%         | 252,990        |      |     |     |      |     |
|     | 小学校費       | 1,691,465      | 1,862,262   | △ 170,797 | △ 9.2%       | 1,691,465      |      |     |     |      |     |
|     | 学校管理費      | 1,224,449      | 1,342,031   | △ 117,582 | △ 8.8%       | 1,224,449      |      |     |     |      |     |
|     | 教育振興費      | 467,016        | 520,231     | △ 53,215  | △ 10.2%      | 467,016        |      |     |     |      |     |
|     | 中学校費       | 438,773        | 386,904     | 51,869    | 13.4%        | 438,773        |      |     |     |      |     |
|     | 学校管理費      | 358,540        | 295,217     | 63,323    | 21.4%        | 358,540        |      |     |     |      |     |
|     | 教育振興費      | 80,233         | 91,687      | △ 11,454  | △ 12.5%      | 80,233         |      |     |     |      |     |
|     | 幼稚園費       | 71,510         | 76,427      | △ 4,917   | △ 6.4%       | 71,510         |      |     |     |      |     |
|     | 事業費計A      | 4,236,380      | 3,251,537   | 984,843   | 30.3%        | 4,236,380      | 0    | 0   | 0   | 0    | 0   |
|     | 人件費B       | 889,243        | 894,781     | △ 5,538   | △ 0.6%       | ( 職 員 課 予 算 )  |      |     |     |      |     |
|     | 小計C(A+B)   | 5,125,623      | 4,146,318   | 979,305   | 23.6%        |                |      |     |     |      |     |

|             |           |           |           |          |         |               |         |        |         |         |         |
|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|---------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 文化部・子ども青少年部 | 社会教育費     | 1,181,900 | 1,103,486 | 78,414   | 7.1%    | 0             | 207,241 | 27,023 | 421,490 | 0       | 526,146 |
|             | 社会教育総務費   | 7,500     | 8,604     | △ 1,104  | △ 12.8% |               | 7,500   |        |         |         |         |
|             | 青少年対策費    | 27,023    | 31,490    | △ 4,467  | △ 14.2% |               |         | 27,023 |         |         |         |
|             | 文化財保護費    | 421,490   | 332,220   | 89,270   | 26.9%   |               |         |        | 421,490 |         |         |
|             | 生涯学習センター費 | 108,799   | 100,807   | 7,992    | 7.9%    |               | 108,799 |        |         |         |         |
|             | 図書館費      | 526,146   | 498,806   | 27,340   | 5.5%    |               |         |        |         |         | 526,146 |
|             | 郷土文化館費    | 29,250    | 27,558    | 1,692    | 6.1%    |               | 29,250  |        |         |         |         |
|             | 尊徳記念館費    | 61,692    | 104,001   | △ 42,309 | △ 40.7% |               | 61,692  |        |         |         |         |
|             | 保健体育費     | 312,278   | 307,010   | 5,268    | 1.7%    | 0             | 0       | 0      | 0       | 312,278 | 0       |
|             | 保健体育総務費   | 82,708    | 79,287    | 3,421    | 4.3%    |               |         |        |         | 82,708  |         |
|             | 体育施設費     | 229,570   | 227,723   | 1,847    | 0.8%    |               |         |        |         | 229,570 |         |
|             | 事業費計D     | 1,494,178 | 1,410,496 | 83,682   | 5.9%    | 0             | 207,241 | 27,023 | 421,490 | 312,278 | 526,146 |
|             | 人件費E      | 540,338   | 558,750   | △ 18,412 | △ 3.3%  | ( 職 員 課 予 算 ) |         |        |         |         |         |
|             | 小計F(D+E)  | 2,034,516 | 1,969,246 | 65,270   | 3.3%    |               |         |        |         |         |         |

|              |           |           |           |        |               |         |        |         |         |         |
|--------------|-----------|-----------|-----------|--------|---------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 事業費計 G (A+D) | 5,730,558 | 4,662,033 | 1,068,525 | 22.9%  | 4,236,380     | 207,241 | 27,023 | 421,490 | 312,278 | 526,146 |
| 人件費 H (B+E)  | 1,429,581 | 1,453,531 | △ 23,950  | △ 1.6% | ( 職 員 課 予 算 ) |         |        |         |         |         |
| 総合計 I (G+H)  | 7,160,139 | 6,115,564 | 1,044,575 | 17.1%  |               |         |        |         |         |         |

(一般会計構成比                    10.32%      9.01%)

# 令和3年度予算(教育費)の概要

## 教育総務費

(単位:千円)

| 主な事業 |                   | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考                |
|------|-------------------|--|-----------------------|----------------|-------------------|
| 1    | 特色ある学校づくり推進事業     | 小田原の子供たちの豊かな心の育ちを願い、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。  | 8,700                 | 8,700          |                   |
| 2    | 学校支援地域本部事業        | 中学校区を単位として、学校の教育活動を支援するボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子供の学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育を推進する。  | 4,593                 | 4,638          |                   |
| 3    | 学校運営協議会推進事業       | 小学校25校、中学校1校において学校運営協議会を設置する。  | 2,890                 | 2,780          | 中学校新規             |
| 4    | 支援教育事業            | 学習障がいや集団への不適応など、様々な課題をもっている子供たちに対応するため、学校に個別支援員及び看護師を配置するほか専門支援チームを派遣する。   | 205,822               | 181,787        | 個別支援員(9名)の増       |
| 5    | 特別支援相談・通級指導教室充実事業 | 幼稚園や保育所、小中学校の様々な課題のある児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための相談や支援体制を整備する。   | 23,286                | 22,676         | 心理相談員(1名)の増       |
| 6    | 教育相談事業            | 様々な問題を抱える子供や保護者を対象とした相談を受ける教育相談員やインクルーシブ教育の推進を専任で担当する教育相談員を配置する。   | 13,852                | 15,134         |                   |
| 7    | 生徒指導員派遣事業         | 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸課題を改善するために、特に必要とする中学校へ生徒指導員を配置する。   | 15,486                | 17,875         |                   |
| 8    | 教育ネットワーク整備事業      | 市内小・中学校及びおだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい)で利用している成績処理や校務を行うネットワークの保守・運用管理等を行う。  | 202,898               | 203,083        |                   |
| 9    | 教職員人事・サービス管理事業    | 小田原市立学校職員安全衛生委員会を開催する。また、長時間勤務による健康への影響を未然に防止するため、産業界による面接指導を実施している。令和3年度から教職員の勤務時間を正確に把握するため、勤怠管理ソフトを導入する。  | 2,167                 | 435            |                   |
| 10   | 高等学校等奨学金事業        | 経済的理由により就学が困難な者に対し、就学を奨励するため、奨学金を支給する。   | 4,000                 | 3,000          | 募集人数を75名から100名に増員 |
| 11   | 登校支援事業            | 学校に籍を置いたまま通級する教育相談指導学級の職員配置のほか、学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない生徒に対して、教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。   | 35,378                | 37,748         |                   |
| 12   | 読書活動推進事業          | 小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。   | 21,887                | 21,163         |                   |
| 13   | 学力向上支援事業          | 小学校1～6年生の少人数指導及び小学校3年生の35人以下学級実現に要する少人数指導スタッフを配置するほか、国が定める教職員定数では専門的な教科を指導する職員の配置が困難な中学校に非常勤講師を派遣する。<br>また、児童生徒1人1人の学力の伸びを測り効果的に学力向上に取り組むため、2中学校区をモデルとして小学校4年生以上に新たに学力調査を行う。 | 38,882                | 21,767         | 少人数指導スタッフ(6人)の増   |
| 14   | 外国語教育推進事業         | 外国語指導助手(ALT)を配置することにより子供の外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図る。専科職員を小学校に引き続き配置するとともに、外国語教育アドバイザーを派遣し、外国語教育の充実を図る。  | 44,597                | 45,132         |                   |
| 15   | ICT教育推進事業         | 1人1台の学習用端末等の運用開始に伴う端末の借上料のほか、ICT支援員によるサポート、保守・運用管理等を行う。  | 229,366               | 10,029         | 一部新規              |

| 主な事業 |                  | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考                       |
|------|------------------|--|-----------------------|----------------|--------------------------|
| 16   | いじめ防止対策推進事業      | 小田原市のいじめ防止基本方針をもとに、「小田原市いじめ問題対策連絡会」及び「小田原市いじめ防止対策調査会」や講演会の実施を通じ、いじめ防止対策の推進を図る。また、小・中学校において「いじめ予防教室」を開催する。                              | 2,557                 | 2,547          |                          |
| 17   | 体力・運動能力向上事業      | 小学校の新体力テスト測定に向けて体力・運動能力向上指導員を派遣し、児童の運動能力を最大限発揮できるよう助言するほか、体育系大学と連携し、モデル校と共同で研究に取り組む。著名なアスリートを小中学校に派遣し、講話や実技指導を行う。                      | 840                   | 4,499          | オリンピック・パラリンピックチケット購入費の減額 |
| 18   | 新型コロナウイルス感染症対策事業 | 小・中学校及び幼稚園における、新型コロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品等を整備するため、各校に必要な予算を配当するとともに、引き続き次亜塩素酸水生成装置を活用する。   | 16,479                | 0              | 新規                       |
| 19   | 学校給食センター整備事業     | 小田原市学校給食センター整備基本構想に基づき、第三水源地(市水道局所有)の一部を買い取り用地を確保し、DB方式により新しい学校給食センターの整備を行う。令和3年度は、新センター建設予定地内にある水道局資材倉庫を移転するための設計や、新センター整備事業者の選定等を行う。 | 40,920                | 0              | 新規                       |

【参考】補助執行

(単位:千円)

| 主な事業 |        | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考                        |
|------|--------|--|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 20   | 学校給食事業 | 学校給食の適切な運営を進め、安心して安全な栄養バランスのとれた学校給食を提供する。令和3年度からの公会計化に伴い、給食費の徴収、食材の支払に係る経費を計上する。 | 758,825               | 2,561          | 一部新規歳入科目(給食費622,759千円)の新設 |

小学校費・中学校費・幼稚園費

(単位:千円)

| 主な事業 |                         | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考   |
|------|-------------------------|--|-----------------------|----------------|------|
| 1    | 小学校維持管理工事               | 屋内運動場屋根改修工事ほか<br>(国庫補助事業については、国の内示時点で補正予算措置を行う)                                  | 153,400               | 248,604        |      |
| 2    | 外壁打診調査及び部分改修委託(小学校分)    | 外壁の打診調査と劣化箇所の部分改修を行う。(足柄小・早川小・富水小)   | 58,948                | 98,910         |      |
| 3    | 樹木剪定等委託(小学校分)           | 学校敷地内にある樹木のうち、近隣等へ迷惑をかけている、又は、状態が悪化し対処が必要となった樹木について伐採・剪定する。                      | 14,590                | 7,422          |      |
| 4    | 学校施設修繕ボランティア活動関係費(小学校分) | 学校施設の軽微な修繕について、地域団体より自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給する。                                | 1,000                 | 1,000          |      |
| 5    | 放課後子ども教室推進事業            | 放課後の安全・安心な子供たちの居場所づくりのため、教職課程を履修した教員経験のあるスタッフによる学習支援、地域連携による体験活動等を実施する。(小学校24校分) | 32,006                | 33,623         |      |
| 6    | 中学校維持管理工事               | 屋上防水改修工事ほか<br>(国庫補助事業については、国の内示時点で補正予算措置を行う)                                     | 24,251                | 3,000          | 箇所の増 |
| 7    | 外壁打診調査及び部分改修委託(中学校分)    | 外壁の打診調査と劣化箇所の部分改修を行う。(城山中・鴨宮中・国府津中)  | 40,735                | 0              | 新規   |
| 8    | 樹木剪定等委託(中学校分)           | 学校敷地内にある樹木のうち、近隣等へ迷惑をかけている、又は、状態が悪化し対処が必要となった樹木について伐採・剪定する。                      | 13,530                | 5,294          |      |
| 9    | 学校施設修繕ボランティア活動関係費(中学校分) | 学校施設の軽微な修繕について、地域団体より自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給する。                                | 500                   | 500            |      |

| 主な事業 |                  | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考 |
|------|------------------|--|-----------------------|----------------|----|
| 10   | 教科書指導書整備事業(中学校分) | 中学校の教科書採択替えに伴い、教職員用の教科書及び指導書を配布する。   | 24,145                | 43             |    |
| 11   | 部活動活性化事業         | 部活動地域指導協力者に加え、新たに引率のできる部活動指導員を学校に配置し、部活動指導体制の充実を推進し教員の支援を行う。<br>また、関東・全国大会出場者の経済的負担の軽減を図る。令和3年度のみ県中学校総合体育大会負担金を支出する。 | 7,036                 | 5,110          |    |
| 12   | 樹木剪定等委託(幼稚園分)    | 敷地内にある樹木のうち、近隣等へ迷惑をかけている、又は、状態が悪化し対処が必要となった樹木について伐採・剪定する。  | 493                   | 0              | 新規 |
| 13   | 幼稚園教育推進経費        | クラス担任の補助や介助を必要とする園児を支援する会計年度任用職員を配置するとともに、公立幼稚園・保育所の職員による合同研修等に対してアドバイザーを派遣し、幼保共通カリキュラムづくりなど認定こども園化に向けた取組を推進する。      | 40,802                | 37,377         |    |

【参考】補助執行

(単位:千円)

| 主な事業 |             | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考 |
|------|-------------|--|-----------------------|----------------|----|
| 14   | 放課後児童健全育成事業 | 保護者等の就労等により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象に、24小学校に設置する放課後児童クラブ及び片浦小放課後子ども教室の運営を行う。<br>令和3年度は、三の丸小・芦子小・千代小・矢作小・豊川小の改修工事を行う。 | 355,438               | 293,259        |    |

債務負担行為

(単位:千円)

| 事業 | 概要            | 期間   | 限度額           |      |      |        |
|----|---------------|--|---------------|------|------|--------|
|    |               |  | 教育総務費         |      |      |        |
| 1  | 学校給食センター設計委託料 | 学校給食センターの整備に係る基本・実施設計を行う。  | 令和3年度 (予算計上額) |      |      | 0      |
|    |               |  | 令和4年度         |      |      | 12,000 |
|    |               |  | 令和5年度         |      |      | 44,020 |
| 事業 | 概要            | 期間   | 限度額           |      |      |        |
|    |               |  | 小学校費          | 中学校費 | 幼稚園費 |        |
| 2  | ガス警報器借上料      | 学校施設に取り付けられているガス警報器について、劣化等により正しい警報を行わなくなる危険があることから、令和2年度に引き続き、機器の更新を行う。 | 令和3年度 (予算計上額) | 296  | 20   | 10     |
|    |               |  | 令和4年度         | 508  | 33   | 17     |
|    |               |  | 令和5年度         | 508  | 33   | 17     |
|    |               |  | 令和6年度         | 508  | 33   | 17     |
|    |               |  | 令和7年度         | 508  | 33   | 17     |
|    |               |  | 令和8年度         | 212  | 14   | 7      |

社会教育費

(単位:千円)

| 主な事業 |                   | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考      |
|------|-------------------|--|-----------------------|----------------|---------|
| 1    | 指導者養成研修事業         | 高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。   | 757                   | 757            |         |
| 2    | 指導者派遣事業           | 小学校や地域が実施する体験学習に指導者を派遣することにより、子供たちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。  | 369                   | 369            |         |
| 3    | 青少年リーダー育成事業       | ジュニアリーダーズグループ・シニアリーダーズグループの支援、地域少年リーダー養成講座の開催に加え、新たに(仮称)みんなの夢応援事業を立ち上げ、次世代のまちづくりの担い手を育成する。                         | 946                   | 646            | 既存+新規事業 |
| 4    | 地域・世代を超えた体験学習事業   | 地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。また、ジュニアリーダーズクラブ等への加入促進の取組を充実し、次代の指導者確保に努める。 | 2,554                 | 2,554          |         |
| 5    | 地域体験学習事業          | 地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子供たちに体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。  | 30                    | 50             |         |
| 6    | 文化財保存修理等助成事業      | 個人や法人が所有している国・県・市の指定文化財等について、管理謝礼を支給するとともに、保全・修復費の一部を助成する。また、民俗芸能団体の後継者育成事業費の一部を助成する。                              | 4,851                 | 3,802          |         |
| 7    | 緊急発掘調査事業          | 埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。   | 105,289               | 87,371         |         |
| 8    | 本丸・二の丸整備事業        | 引き続き、史跡小田原城跡の御用米曲輪内の修景整備や、三の丸土塁上の樹木の整理等を行う。  | 154,163               | 101,646        |         |
| 9    | 史跡等用地取得事業         | 史跡の保存・活用を進めるため、史跡小田原城跡の総構稲荷森の対象地を史跡用地として新たに購入する。   | 111,025               | 99,268         |         |
| 10   | 八幡山古郭・総構整備事業      | 小田原城天神山回遊路の維持管理や総構等の整備等を行う。  | 12,238                | 0              |         |
| 11   | 史跡石垣山保全対策事業       | 引き続き、史跡石垣山の井戸曲輪内の石垣崩落危険箇所の保全対策を行う。   | 18,600                | 25,607         |         |
| 12   | キャンパスおだわら事業       | 誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう、また、市民主体の生涯学習を実現するため、「学習講座の提供」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」などを一体化した総合的な生涯学習を、市民とともに推進する。            | 5,255                 | 7,525          |         |
| 13   | おだわら市民学校事業        | 「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営する。                                     | 11,680                | 10,855         |         |
| 14   | 図書購入費             | 中央図書館及び自動車文庫の図書資料(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。  | 11,901                | 11,543         |         |
| 15   | 中央図書館外壁タイル改修工事請負費 | 中央図書館の外壁タイルと躯体コンクリートとの接合面が広範囲にわたって剥離していることから改修を行う。   | 82,000                | 0              | 新規      |
| 16   | 小田原駅東口図書館管理運営事業   | ミナカ小田原内に開館した小田原駅東口図書館の管理運営に係る経費(指定管理料)と定期建物賃料。   | 175,861               | 252,822        |         |

| 主な事業 |                    | 概要   | 令和3年度<br>当初予算額<br>(案) | 令和2年度<br>当初予算額 | 備考 |
|------|--------------------|--|-----------------------|----------------|----|
| 17   | 郷土資料収集・保管・活用<br>事業 | 博物館相当施設として、郷土文化館及び分館・松永記念館において、資料の収集・調査研究、収蔵資料の保存・管理を行うほか、常設展・特別展等の開催、研究報告を発行する。令和3年度の特別展では、小田原ゆかりの画家・近藤弘明の受贈作品を紹介する予定である。 | 3,419                 | 2,254          |    |
| 18   | 学校体育施設開放事業         | 市民がスポーツに親しみ健康の増進とスポーツの振興を図るため、体育館等の学校施設の開放を行うほか、PTAが事業主体として実施している学校プール開放において、監視員に係る費用の一部を助成する。                             | 7,988                 | 8,000          |    |



## 令和3年度工事概要について（案）

| 区 分 | 工 事 内 容                    | 対 象 校  | 実施時期（予定）                    |
|-----|----------------------------|--|-----------------------------|
| 小学校 | ★ トイレ改修<br>（国庫補助事業）        | 芦子小学校  | 夏休み～10月末まで                  |
|     | ★ 屋内運動場非構造部材（照明）改修（国庫補助事業） | 芦子小学校、早川小学校、前羽小学校、<br>下中小学校                  | 10月以降                       |
|     | ★ 空調設備設置<br>（国庫補助事業）       | 下府中小学校、桜井小学校、国府津小学校、<br>東富水小学校、豊川小学校         | 夏休み以降                       |
|     | 屋上防水改修                     | 前羽小学校（屋内運動場）、国府津小学校<br>（屋内運動場）、富士見小学校（給食調理場） | 10月以降（屋内運動場）<br>夏休み中（給食調理場） |
|     | 床改修                        | 下曾我小学校                                       | 夏休み中                        |
|     | 防火戸改修                      | 矢作小学校  | 夏休み中                        |
|     | 給食調理場給湯配管改修                | 東富水小学校                                       | 夏休み中                        |
|     | 給食調理場給水管改修                 | 曾我小学校  | 夏休み中                        |
| 中学校 | ★ 外壁改修<br>（国庫補助事業）         | 白山中学校（屋内運動場）、泉中学校（南校舎）                       | 10月以降                       |
|     | ★ 屋内運動場非構造部材（照明）改修（国庫補助事業） | 城北中学校、千代中学校                                  | 夏休み以降                       |
|     | 屋上防水改修                     | 城北中学校（北校舎）                                   | 9月以降                        |

※実施時期は大まかな予定です。工期を示すものではありません。

※★印のついた工事は、現在、国庫補助の申請を行っている段階です。国の採択状況によっては、工事が行えないことがあります。

※工種によっては、施設の利用に以下のような制限がかかる場合があります。工事施工業者が決まり次第、工事日程等について打ち合わせをさせていただきますが、学校行事や学校開放等について、特段のご配慮をお願いします。

- ・トイレ改修については、工事期間中は施工場所のトイレが利用できなくなります。
- ・屋内運動場非構造部材（照明）改修については、工事期間中は体育館が利用できなくなります。